明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕

○無線設備規則等の一部を改正する省令（総務四七）　一

〔告　示〕

○関連情報の構成及び送出手順、ＰＥＳパケット、セクション形式、ＴＳパケット、ＩＰパケット、ＵＬＥパケット、ＭＭＴＰパケット、圧縮ＩＰパケット及びＴＬＶパケットの送出手順、伝送制御信号及び識別子の構成並びに緊急情報記述子及び緊急警報放送メッセージの構成を定める件（総務一六七）　二六

○映像信号及び音声信号の圧縮手順及び送出手順を定める件（同一六八）　二四

○スクランブルの方式を定める件（同一六九）　二六

○ＴＭＣＣシンボル及びＡＣシンボルの配置並びに時間インターリーブ及び周波数インターリーブの構成を定める件（同一七〇）　二九

○ＴＭＣＣ情報の構成を定める件（同一七一）　一四〇

○フレーム同期信号の構成、Ｌ　ｃｈシンボルの配置、キャリア変調マッピング、時間インターリーブ及び周波数インターリーブの構成並びにＴＭＣＣ情報の構成を定める件（同一七二）　一四八

○洪水予報及び警報を行う河川並びに当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点及び担当官署を定める件の一部を改正する告示（国土交通四三二）　二〇八

## 省令

### ○総務省令第四十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき、無線設備規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月二十三日

総務大臣　松本　剛明